京丹波町スポーツ協会 地域スポーツ活性化事業補助金について

I 地域スポーツ活性化事業補助金の概要

本町におけるスポーツ活動の推進を図ることを目的に、各区が住民を対象に実施する スポーツ・運動に関する事業に必要な経費を京丹波町スポーツ協会が補助するものです。

2 補助金額

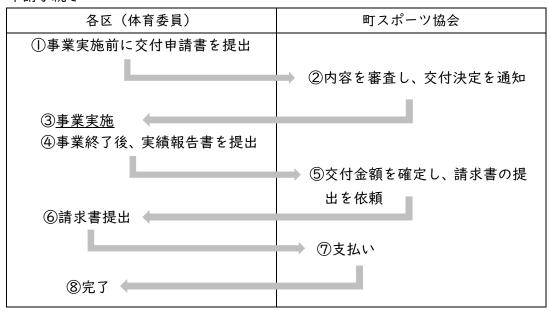
Ⅰ事業あたり上限 5,000円(I区あたり年度内2回まで)

3 補助対象経費

事業実施に係る必要経費を対象とします。

例)消耗品、会場使用料、役員の飲料、参加賞・景品 等 ※打ち上げ代等、事業実施と直接関係のないものは対象外

4 申請手続き



- ※関係書類は体育委員から提出してください
- ※交付申請書は事業実施の | ヶ月前を目途に提出してください

5 その他

- ・実績報告には領収書(又はレシート)の写しと事業実施状況の写真の提出が必要です。
- ・添付資料の再提出が必要となる事例が見受けられますので、ご注意ください。 (領収書のあて名に団体名が記載されていない。購入物品が確認できない 等)
- ・各区で開催された事業を京丹波町のHPで紹介する予定です。事業が終了しましたら、 メールで写真データの提出をお願いします(町HPに掲載可能なもの)。

6 問い合わせ先(提出先)

京丹波町スポーツ協会事務局(教育委員会社会教育課)

電話:0771-84-0028 FAX:0771-84-2100 mail:edu-shakai@town.kyotamba.lg.jp